

## 競技者登録に関する施行細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

### 1. 競技者登録

- 1.1 「競技者登録に関する規則」3.1項における都道府県会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。
  - (1) 都道府県会員に所属するクラブ員であること
  - (2) 過去において居住、勤務または就学していたこと
- 1.2 競技者登録は1年単位の年度更新であり、有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）は、前年度2月1日から当年度1月末日まで登録を受け付ける。
- 1.3 受付日をもって登録日とし、年度途中で登録した場合は、登録日の翌月から有効となる。
- 1.4 競技者登録した者は、公認大会のEクラスおよびAクラスに出場することができる。
- 1.5 公認大会に出場するためには、競技者登録が当該大会のエントリ時点で有効でなければならない。

### 2. 登録手続き

- 2.1 競技者登録をしようとする者は、所定の競技者登録申請書に必要事項を記入し、登録料を添えて、いずれかの都道府県会員またはJOAに申し込む。学連の加盟者は、学連の定める連盟規約に従って手続きを行う。
- 2.2 申込みを受けた都道府県会員、学連またはJOAは、6項に従って競技者に競技者登録番号を付与する。競技者登録番号の重複を避けるため、都道府県会員が受け付けた場合には6桁目に0～4、JOAが受け付けた場合には5～7を、学連が受け付けた場合には8～9を使用する。採番できる数字が不足した場合には、相互に調整する。
- 2.3 競技者登録を受け付けた都道府県会員、学連またはJOAは、ただちに競技者登録番号を競技者に通知する。競技者登録を受け付けた日を以って登録日とする。
- 2.4 都道府県会員、学連およびJOAは、毎月末日までに競技者登録した者のリストを交換する。競技者リストには、少なくとも以下の内容を記述する。

競技者の氏名、競技者登録番号、連絡先(住所・電話番号または電子メールアドレス)、生年月日

なお、競技者登録者が「競技者登録に関する規則」3.1項(1)または(2)によらず、当細則の1.1項(1)または(2)に該当する場合は、備考欄にその内容を記載する。
- 2.5 都道府県会員および学連は競技者から複数年度分を受け付けてもよいが、JOAへは年度単位で通知する。
- 2.6 JOAと都道府県会員は、競技者が納めた登録料を、別表のように按分する。学連の加盟者はこの限りではない。

### 3. JOA への事務返戻

- 3.1 競技者受付業務を都道府県会員自身が行うのに困難が生ずる場合は、競技者登録事務を JOA に返戻することができる。
- 3.2 事務返戻を希望する都道府県会員は、JOA 事務局へ競技者登録事務返戻申請書を提出する。申請書を受領した JOA 事務局はただちに都道府県会員に対して承諾書を送付する。事務返戻した都道府県会員のリストは、JOA が適時公示する。
- 3.3 JOA が事務返戻を受けた場合、「1.競技者登録」に基づいて事務を行う。
- 3.4 業務返戻した場合の競技者登録料は、全額 JOA の収入とする。

### 4. 競技者登録名簿の管理

- 4.1 JOA は競技者登録した者の一覧名簿を作成・管理し、登録番号と氏名を適宜公示する。公示は原則としてホームページを通じて行い、毎月初めに前月の登録を加えて更新する。ただし、前月の登録がない場合は、この限りではない。
- 4.2 競技者登録番号の管理については、各都道府県会員が責任を負う。
- 4.3 JOA は競技者の便宜を図るために、競技者登録の事務を返戻した都道府県会員の一覧を適時公示する。JOA は必要に応じて公認大会の主催者に対し、最新の競技者登録一覧名簿を送付する。

### 5. 競技者登録番号

競技者登録番号は 8 桁とし、「xxx-xx-xxx」で表記する。

- |          |        |   |
|----------|--------|---|
| <1 桁目>   | 性別     | 1：男 2：女   |
| <2～3 桁目> | 出生年度   | 西暦の下 2 桁を使用。ただし早生まれの場合は前年とする。<br>(例えば昭和 39 年 3 月生まれの者は「63」となる。) |
| <4～5 桁目> | 都道府県番号 | 01：北海道 ～ 47：沖縄県   |
| <6～8 桁目> | 通番     | 5 桁目までが同一の競技者を区別するための枝番。  |

(例) 275-13-120 東京都に昭和 50 年生まれ女子の 120 番で登録した競技者

### 6. 改正

この施行細則の改正は、競技委員会で改訂し理事会で承認する。

平成 20 年 3 月 2 日改正

平成 21 年 5 月 10 日改正

平成 24 年 6 月 17 日 公益社団法人への移行に伴う修正

平成 25 年 1 月 12 日改正

平成 26 年 6 月 15 日改正

平成 28 年 2 月 7 日改正

令和 5 年 9 月 18 日改正

別 表

競技者登録の登録料

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

「競技者登録に関する規則」4項に基づき、競技者登録の登録料を以下のように定める。

年間登録	登録料	うち都道府県会員 収入	うち JOA 収入
19 歳以上	5,000 円	2,000 円	3,000 円
19 歳以上 (学生*)	1,000 円	500 円	500 円
16～18 歳	500 円	250 円	250 円
15 歳以下	0 円	0 円	0 円

- \* 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者をいう。  
学連の加盟者は登録料を免除する。